

大阪市告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
城東区第2466号線	鶴見区放出東3丁目 1533番地から 城東区諏訪1丁目 33番の18地先まで (別紙参考図参照)	旧	8.00～ 9.68 m	30.35 m
		新	8.60～ 8.61	30.35

(建設局総務部管財課)